



住宅用『防犯カメラ等』の購入費の一部を補助します。



自宅への侵入盗および地域における犯罪の発生を抑止し、安心・安全なまちづくりの推進を目的として、町内の住宅に防犯カメラ等（屋外に設置する防犯カメラおよびセンサー付ライト並びに住宅に設置するセンサー付アラーム）を設置した方に対して、設置費用の一部を補助します。

対象者

下記の（１）～（３）のすべての要件を満たす方が対象となります。

- （１）防犯カメラ等を設置する町内の住宅の所有者、または所有者に設置の同意を得ている方（営利目的の賃貸物件、集合住宅および応急仮設住宅は除く。）
- （２）防犯カメラ等を設置する住宅に現在居住し、かつ町の住民基本台帳に登録されている方
- （３）防犯カメラ等の設置に要する経費の全部を負担した方

対象経費

- （１）防犯カメラ、モニター、録画装置、その他カメラと一体に機能する機器（スマートフォン、タブレット端末、パソコンなどを除く。）の購入・設置に係る経費
- （２）センサー付ライトの購入・設置に係る経費
- （３）センサー付アラームの購入・設置に係る経費

補助金額

**補助対象経費の2分の1、上限50,000円
(1,000円未満切り捨て)**

※購入時のポイント利用、送料、値引き分は除く。

申請の流れ

- （１）防犯カメラ等を購入・設置したお店から、申請者の氏名、経費の内訳等が記載されている領収書をもってください。

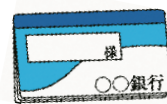
※防犯カメラ等の設置前および設置完了後の現場写真を撮ってください。

- （２）補助金申請書に必要事項を記載し下記の書類と一緒に環境防災課へ提出してください。

- ① 防犯カメラ等の購入・設置に係る領収書
 - ② 防犯カメラ等の設置前、設置完了後の現場写真
 - ③ 申請者名義の補助金振込先の通帳の写し
- ※申請の際には、印鑑をお持ちください。



※このイラストは、防犯対策の一例を示したもので、イラスト中の「防犯ステッカー」、「防犯フィルム」、「補助錠」は補助対象外です。



- （３）申請書類の審査後、交付決定通知発送。その後、補助金が振り込まれます。

申請期間

令和5年7月1日から令和6年3月31日まで

詳しくはホームページをご覧ください。
<https://www.town.hirono.fukushima.jp/kurashi/anzen/1002864/1004184.html>



【問い合わせ先】
広野町 環境防災課
電話：0240-27-2114